

建築基準法第86条の2第1項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月13日

京都市長 梶本 頼兼

認定番号	認定年月日	一団地の位置
11-016	平成18年12月6日	京都市伏見区小栗栖北後藤町1番地、20番地、33番地の3、33番地の4、34番の2、34番地の3、35番地の2、37番地の3及び50番地の2

(都市計画局建築指導部指導課)